

# 平成30年度行政評価計画

## 1 目的

平成30年度の行政評価は、第4次総合計画後期基本計画に掲げる各施策の推進を図る観点から、財源、人材等の行政資源を適切に配分して課題に即した行政活動を展開することにより、三田市に関わる全ての人たちの満足度を向上させることを目的とする。

## 2 行政評価の対象

第4次総合計画後期基本計画に規定する施策（30項目。以下「対象施策」という。）

## 3 行政評価の種類

事後評価（評価時点までに確定した活動等の内容とその効果や課題等に対する評価）

## 4 行政評価の手法

### (1) 内部評価（4月）

実施機関は、次により内部評価を行う。

ア 対象施策を所管する部等の長は、前年度の施策の実施状況等を踏まえて、施策ごとに内部評価を行う。

イ 内部評価に当たっては、対象施策における「予算の重点項目等に対する市の取り組み結果」や「成果指標等の推移」に着目して分析し、「成果を踏まえた重点課題等」を取りまとめて評価調書を作成する。

ウ これについて、三田市庁議規程に規定する経営会議において確認等を行う。

### (2) 内部評価の公表とパブリックコメントの実施（5月～6月）

ア 実施機関は、(1)の内部評価を次の方法で公表する。

- ・市役所、市民センターへの備え付け
- ・ホームページへの掲載

イ 公表にあわせ、内部評価に対する市民意見を募集する。この募集は、三田市市政への市民参加条例に規定するパブリックコメント手続に準じて行う。

ウ 実施機関は、パブリックコメントの実施内容を事前に市議会に情報提供する。

### (3) 外部評価（7月～9月）

次により外部評価を行う。

ア 外部評価の対象は概ね5施策とし、三田市行政評価委員会（以下「委員会」という。）において内部評価の検証を行う。

イ 実施機関は、委員会に対して外部評価の対象となる施策について選択理由を付して提案する。

ウ 委員会は、イの提案理由、パブリックコメント意見等を参考に外部評価の対象につ

いて審議し、実施機関に意見を提出する。

エ 実施機関は、ウの意見を参考に、外部評価の対象とする施策を決定する。

オ 実施機関は、外部評価の対象となった施策及び構成事務事業について、委員会が充実した調査審議を行えるよう、必要に応じて資料を追加提出する。

カ 委員会は、対象施策ごとに所管部局への聴き取りを行うなどして審議を実施し、外部評価として取りまとめる。

キ 外部評価の結果は公表し、あわせて市議会に情報提供する。なお、この公表等は、(4)の内部評価の見直しの公表及び情報提供とあわせて実施することができる。

#### (4) 内部評価の見直し（9月～）

実施機関は、(2)のパブリックコメント、(3)の外部評価等に基づいて内部評価の見直しを行い、その内容を公表する。あわせて、市議会に情報提供する。

### 5 スケジュール概要

ア	～4月中旬まで	内部評価
イ	4月下旬	経営会議における確認
ウ	5月～6月	市議会への報告、パブリックコメント
エ	7月以降	第1回委員会（外部評価の対象について）
オ	8月以降	第2・3回委員会（外部評価の実施） 第4回委員会（外部評価とりまとめ）
カ	9月	内部評価の見直しと公表等

### 6 行政評価の結果の活用

行政評価は、行政運営全体から見て1の目的を実現するための前提となる営みであり、とりわけ予算編成との関係においては、評価結果を施策ごとの財源に反映させるなど一貫した取り組みを進めることが求められる。

そのため、行政評価の結果を次のとおり活用する。また、予算編成過程（スマートセレクト等）との連携を高め、行政運営の効率化、精密化につなげる。

#### (1) 平成31年度市政運営方針の検討に係る資料

- ・市政運営の方向性指示に資する情報（トップマネジメント）
- ・施策別予算枠配分等の設定根拠（予算）
- ・重点課題への対応のための人材、定数の確保、組織改正等の根拠（人事、組織）
- ・その他、事務事業の改廃等の検討

#### (2) 市議会における決算審議に関する参考資料

#### (3) 市政の取り組み状況をお知らせするための公表情報